

財形定期預金申込書(控)(天引預入依頼書控兼用)

新規

お客様番号

令和 年 月 日		生年月日	
フリガナ		お届け印	昭和・平成
おなまえ		控印	年 月 日
フリガナ			年 令 才
おところ	都道府県		
	お電話 ()-()-() 千 一		

一般財形

積立要領

預金の種類	期日指定定期預金			
初積立日	令和	年	月	日
積立期限日	1. 3年以上とし、積立終了前に別途通知します。			
(いずれかをお選びください。)	2. 次のとおりとします。			
	令和	年	月	日
毎月の預入日と額	日	千	円	
賞与月とその預入額	日	千	円	
	月	千	円	

1

ご預金者用

貯蓄先金融機関名	
所在地	
名称	支店
勤務先	所在地
	名称
賃金の支払者	所在地
	名称

当金融機関の財形定期預金をお申込みいただきありがとうございます。

★この「ご預金者用控」はご預金者申込事項「控」と一緒に大切に保管してください。

★この預金を解約される時及びお申込事項を変更される時は、上記の「お届け印」でお申し出ください。

[Redacted Content]

[Redacted Content]

[Redacted Content]

[Redacted Content]

財形定期預金天引預入依頼書

新規

ご事業主 御中		令和	年	月	日	生	年	月	日
フリガナ		お届け印 				昭和・平成			
おなまえ						年 月 日 年 令 才			
フリガナ									
おところ	都道府県 お電話 () - () - () 〒								

お客様番号				

口座番号				

一般財形

積立要領				
預金の種類	期日指定定期預金			
初積立日	令和	年	月	日
積立期限日	1. 3年以上とし、積立終了前に別途通知します。			
(いずれかを お選びくだ さい。)	2. 次のとおりとします。			
	令和	年	月	日
毎月の預入日と額	日		千	円
賞与月とその預入額	日		千	円
	月		千	円

2

ご事業主用

貯蓄先金融機関名	
所在地	
名称	支店
勤務先	所在地
	名称
賃金の支払者	所在地
	名称

★社員から事業主への申出事項
私は財形預金をしたいので、上記により給与から天引して預入れしていただきますようお願いいたします。
なお、預入金額等を変更するときは、あらかじめ文書をもって届けます。

ご事業主使用欄

[Redacted Content]

[Redacted Content]

[Redacted Content]

[Redacted Content]

[Redacted Content]

財形定期預金申込書 (財形定期預金印鑑届 兼用)

新規

御中		令和	年	月	日	生年	月	日
フリガナ						お届け印	昭和・平成	
おなまえ							年 月 日 年 令 才	
フリガナ								
おところ	都道府県							
お電話 () - () - () 〒 -								

お客様番号				

口座番号				

一般財形

積立要領				
預金の種類	期日指定定期預金			
初積立日	令和	年	月	日
積立期限日	1. 3年以上とし、積立終了前に別途通知します。			
(いずれかをお選びください。)	2. 次のとおりとします。			
	令和	年	月	日
毎月の預入日と額		日	千	円
賞与月とその預入額		日	千	円
		月	千	円

3

金融機関
関
用

預入銀行支店			支店
勤務先	所在地		
	名称		
賃金の支払者	所在地		
	名称		

私は裏面の事項を確認するとともに貴行（金庫・組合）の財産形成預金規定にしたがって、右により財産形成預金を申し込みます。
なお、この預金の受取、その他いっさいの事項に使用する印鑑を届けます。

(金融機関使用欄)

取扱店	店番号		担当者印	契約の証発行日		検印	精査者印	受付者印	取引先担当者名・コード等
	店名								

〔ご預金者確約事項〕

1. 預金の積立方法

この預金は、表記により事業主が私の給与から天引し、私に代って積立てます。ただし、積立額について財形預金預入依頼書等により別段の申し出をした場合には、それによってください。

2. 継続預入の取扱い

この預金（利息を含む。以下「積立金額」という。）は、特に申し出をしないかぎり満期日後は引続き貴店（移管が行われた場合には、当該移管後の店舗）における期間1年以上の財形期日指定定期預金に継続します。

3. 私が貴行（金庫・組合）に届出の印鑑を押印した書類が事業主から貴行（金庫・組合）へ提出された場合は、私が貴行（金庫・組合）に正当に依頼したものとしてお取扱いください。

また、この預金の積立状況、残高等を貴行（金庫・組合）から事業主に通知されてもさしつかえありません。

4. この取扱いによって、万一紛議が生じても、貴行（金庫・組合）にはいっさい迷惑をかけません。

以 上